

3. 標準報酬制

これまで、毎月の掛金の算定基礎は、給料に一定の率を乗じる「手当率制」でしたが、厚生年金では給料に実際の手当支給額を加えた額を算定基礎とする「標準報酬制」に変わります。

◎各種手当を含めた総額が算定基礎になります

現行の手当率制では、給料月額に 1.25 の手当率を乗じて掛金の算定基礎としていますが、標準報酬制では、給料月額に実際に支給される各種手当を加えた総額を、「標準報酬等級表」にあてはめて「標準報酬月額」を算定し、掛金の算定基礎とします。

そのため、基本給が同じ金額でも諸手当の金額によって標準報酬月額がそれぞれ異なることとなり、掛金の額は同じ給与等級であっても一人ひとり違ってくることになります。

◎標準報酬月額の決定方法

標準報酬月額は、毎年、4月から6月に支給される「給料と各種手当額」の合計の平均額を基に決定します。これを「定時決定」といいます。

定時決定された標準報酬月額は、原則としてその年の9月から翌年の8月まで適用します。

但し、制度がスタートする平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、平成27年6月に支給された給料と各種手当額のみで決定します。

一方、扶養手当や通勤手当のような固定的給与（毎月一定額が継続して支給される手当）が増額または減額され、報酬の総額が著しく変動した場合（標準報酬等級表にあてはめて2等級以上の差があった場合）は、定時改定を待たずに標準報酬月額を改定します。これを「随時改定」と言います。

◎各種手当に含まれるもの

標準報酬制の算定基礎となる「各種手当」には、扶養手当や住宅手当、通勤手当等の固定的給与の他に、超過勤務手当や夜勤手当等の非固定的給与（月によって額が変動する手当）も含まれます。通勤手当は数か月分を一括して現金または定期券で支給されることがありますが、支払上の便宜によるものと考えられるため、6か月分の定期券なら6等分して1か月あたりの手当に換算します。

東京都内は地域手当が20%ですので、これに通勤手当や諸手当を加えると、現在の手当率25%よりも高くなるのは確実と言えるでしょう。

なお、児童手当や退職手当、共済組合からの給付金など労務の対償でないものや、出張旅費など実費弁償にあたるものは「各種手当」には含まれません。

手当率制と標準報酬制の掛金額の比較

掛金の種類	手当率制(現行)		標準報酬制(一元化後)	
	掛金率	掛金額	掛金率	掛金額
短期掛金	4.005%	16,420 円	4.005%	18,823 円
長期掛金	8.639%	35,419 円	8.639%	40,603 円
長期掛金(新3階)	-	-	0.750%	3,525 円
福祉掛金	0.176%	721 円	0.176%	827 円
介護掛金	0.590%	2,419 円	0.590%	2,773 円
合 計		54,979 円	→	66,551 円